

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する意見書

新潟水俣病は本年5月末日をもって公式確認から60年を迎えました。しかし、今なお未救済の被害者が、水俣病であることを求めて裁判を起こされたり、公害健康被害補償法にのっとって認定申請するなど、新潟水俣病は終わっていない状況です。その背景には、最高裁判決において、現行の行政認定基準では認められなかつた被害者が水俣病と認められたにもかかわらず、救済制度の在り方について十分な見直しが行われていないことや、水俣病特別措置法に基づく被害者発生地域の住民健康調査が必ずしも着実に実施されていないことなど、幾つかの課題が指摘されています。

一方で、被害者の皆様の高齢化は着実に進んでおり、残念ながら亡くなられる方も少なくありません。ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟においては、原告146人のうち、既に38人が亡くなられており、「生きているうちに解決を」という声は、切実なものとなっています。

こうしたことから、新潟県議会は水俣病の被害者救済は人道上の緊急課題でもあるとして、昨年の6月定例会において「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書」を全会一致で可決し、政府・国会に提出しました。また、被害者発生地域の新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の各議会も同様の意見書を同年9月定例会で可決し、政府・国会に提出しました。

しかしながら、この1年間、被害者団体と政府、とりわけ環境省との間で行われてきた協議については、現時点では十分な進展が見られているとは言い難い状況にあります。このまま被害者が亡くなつて水俣病が終息するということはあってはならないことであり、結果として問題の解決が先送りされないよう、丁寧な対応が求められます。

新潟県は今年度も水俣病被害者の早期救済と抜本的な救済制度の見直しなどを政府に要望しており、花角県知事は本年5月31日の公式確認60年行事において「被害を受けたすべての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることができる恒久的な救済制度を確立すること」を宣言しました。

このように、新潟水俣病全被害者の救済については、新潟県民のみならず、国民全体で共有し、着実に解決に向けて取り組むべき重要な課題であり、人道的観点からも早期の対応が求められているものと考えます。

よって、国会及び政府におかれでは、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう、強く要望します。

- 1 国は、未救済被害者の救済に向けて新たな救済制度を確立すること。
- 2 平成22年4月の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月のノーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施するよう、被害者団体と協議すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年12月18日

長岡市議会議長 池田和幸

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣